

組合に入ろう！
組合に相談を！

かしな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL : 03-3583-9037
FAX : 03-5562-0853

定価 月 500円

●次号「かしな」2068号は1月16日(月)発行です。

具体的理由は何か
まず組合は、①「2015年の具体的期待値」、②「その具体的期待値をいつ伝えたか」、③「具体的に何をもちて業績が期待値に届かなかったと評価したか」について会社文書回答を要求し、

組合は組合の制止も聞かず、賃金減額を強行しました。賃金減額された皆さん、振り込まれた金額を見てどう思いましたか？思った以上に少ない金額にショックを覚えたのではないですか？

組合は組合の制止も聞かず、賃金減額を強行しました。賃金減額された皆さん、振り込まれた金額を見てどう思いましたか？思った以上に少ない金額にショックを覚えたのではないですか？

組合に加入しよう
賃金減額を許さない
— たたかってこそ展望は開かれる —

7%の賃金減額に対してたたかいたいという社員の組合加入が相次いでいます。原告予定者は10人に達しています。皆さんもぜひ組合に加入して、不当な減額を取り戻しましょう。

第2次賃金減額裁判は、追加提訴を行い、現在原告は22人となっています。この中には2年以上前に賃金減額されたバンド8の人も含まれています。減額自体は2年以上前でも、現在から2年分遡るところまでは請求できます。あなたもあきらめずに加わりましょう。

組合は組合の制止も聞かず、賃金減額を強行しました。賃金減額された皆さん、振り込まれた金額を見てどう思いましたか？思った以上に少ない金額にショックを覚えたのではないですか？

組合は組合の制止も聞かず、賃金減額を強行しました。賃金減額された皆さん、振り込まれた金額を見てどう思いましたか？思った以上に少ない金額にショックを覚えたのではないですか？

組合は組合の制止も聞かず、賃金減額を強行しました。賃金減額された皆さん、振り込まれた金額を見てどう思いましたか？思った以上に少ない金額にショックを覚えたのではないですか？

組合は組合の制止も聞かず、賃金減額を強行しました。賃金減額された皆さん、振り込まれた金額を見てどう思いましたか？思った以上に少ない金額にショックを覚えたのではないですか？

組合は組合の制止も聞かず、賃金減額を強行しました。賃金減額された皆さん、振り込まれた金額を見てどう思いましたか？思った以上に少ない金額にショックを覚えたのではないですか？

会社賃金減額紛争を拡大

団交報告

組合は組合の制止も聞かず、賃金減額を強行しました。賃金減額された皆さん、振り込まれた金額を見てどう思いましたか？思った以上に少ない金額にショックを覚えたのではないですか？

組合は組合の制止も聞かず、賃金減額を強行しました。賃金減額された皆さん、振り込まれた金額を見てどう思いましたか？思った以上に少ない金額にショックを覚えたのではないですか？

すべての仲間、結集を呼びかけ

12・1全労連・東京地評議支援総行動
日本IBM本社前行動

12月1日の昼休み、300名の支援者を集めて、日本IBM本社前行動が行われました。

主催者を代表して森田東京地評議長、生熊JMITU中央執行委員長からのあいさつでは、どちらも日本IBMの「ロッキアウト解雇」や「賃金減額」の不当さを断罪。会社が組合と争議解決に



本社前に集まった支援者も結集を呼びかけ

「9月、10月、11月と、相次いで組合員が増えている。はいってきいているのは入社2、3年目の中途入社社員。外資系企業を渡り歩いてきた人も多い。その人たちが『日本IBMの人事・賃金制度はおかしい』と言っている。日本IBMではたらくすべての仲間が組合に結集してたたかう」と訴えました。

文房具は会社で用意する

秋闘会社回答から

秋闘要求では様々な職場要求を提出し、会社と協議しました。その中から文房具について内容をご紹介します。

特にモバイル勤務の皆さんは、ともすれば文房具などを自分で購入してしまっているのではないしょうか。こういう小さなことも労働条件は大事です。

当然の条件が守られるように組合はしっかりと監視を続けます。

復職への思いを共有

社保庁不当解雇撤回決起集会

2009年末の社会保険庁(社保庁)民営化に伴い分限免職(解雇)された職員の不当解雇撤回のための決起集会が、12月2日夜に行われました。

最後にJAL不当解雇撤回原告団も交え、3団体合同の合唱が行われました。社保庁支援曲もある「すべてののはなをさかすため」職場復帰の思いを参加者全員で共有しました。



社保庁解雇撤回決起集会

おかしな組合

ホームページから投書を

以上の要求についての協議内容をご紹介します。組合 社員が各部門で購入要求する際、年末などは経費削減の影響で消しゴム1個買えない場合がある。こういうことが無いようにしてほしい。

喫煙率の低下が続きます。05年は、男性が39・3%、女性が11・3%でした。15年は、男性が30・1%、女性が7・9%でした。それでも、15年の調査で、1か月以内に飲食店で受動喫煙を経験した非喫煙者は41・4%に上っています。厚生労働省は、17年の国会に受動喫煙防止のための法案を提出する考えです。▼たばこは、喫煙者本人だけでなく、周囲の人の健康にも悪影響を与えることが明らかになってきました。▼厚労省の検討会は、受動喫煙が、肺がんや脳卒中、心筋梗塞など7種類の病気の要因となるのは「確実」と結論付けました。▼屋内の全面禁煙が望まれます。▼路上喫煙をしている人、気を付けているつもりでも、思いのほか、周囲の人が顔をしかめています。気づいていますか。その迷惑。

(J)

会社はもはや打つ手なし

第2次ロックアウト解雇裁判控訴審報告

2016年12月5日に東京高裁809号法廷で、第2次ロックアウト解雇裁判控訴審第2回期日が行われました。

会社は一番では一貫して、「解雇は個別原告の業績不良が理由である」と主張してきました。しかし控訴審では、下野雅承最高顧問と取締役常務執行役員ゼイン・ズンボーリン人事担当が陳述書を提出し、「IT業界は変化が激しい」「IBMはその変化に苦勞して対応してきただけ」「社員も変化への対応を求められるが、対応できない社員を雇い続ける余裕がなくなったので解雇した」と、全く新しい解雇理由を追加してきました。

下野さん・ゼインさんの陳述書を要領

民事訴訟法は「証拠は適切な時機に提出すること」を求めています。一方で3年間も審議を重ねながら、控訴審になつてから全く新しい解雇理由が出てくることはありえません。解雇は社員やその家族の人生を左右する重大事です。会社は解雇時点で、解雇理由を明確にしておく必要があります。それにもかかわらず、控

民事訴訟法は「証拠は適切な時機に提出すること」を求めています。一方で3年間も審議を重ねながら、控訴審になつてから全く新しい解雇理由が出てくることはありえません。解雇は社員やその家族の人生を左右する重大事です。会社は解雇時点で、解雇理由を明確にしておく必要があります。それにもかかわらず、控

新しい主張は会社の焦り

日本の裁判は三審制ですが、これは同じ審理を三回繰り返すものではありません。控訴審は一番での裁判所の判決の誤りを指摘し変更を求めたり、一番で認められなかった自らの主張を補充するものです。しかし会社は一番で敗

訴したため、一番での主張に加え、新しい主張を出さざるを得なくなったと思われまふ。しかも最高顧問や常務取締役を引つ張り出してきまふ。この二人が陳述書を出すことは、会社としては最後の一手のつもりかもしれませんが、第三者機関である裁判所には対してはほとんど無意味です。このような裁判戦術をとらざるを得ないのは、会社の焦りの現れであり、会社が次に打つ手を失っていることを示しています。社員の皆さん、もはや会社は組合員をロックアウト解雇できる状況ではありません。退職勧奨などを受けたらすぐに組合に相談してください。

第4次ロックアウト解雇裁判結審

2016年12月9日に東京地裁527号法廷で、第4次ロックアウト解雇裁判第13回期日が行われ、結審しました。判決は2017年3月8日13時10分から言い渡されます。組合は原告の勝利を確信しています。多くの社員の傍聴をお願いします。

賃上げが当たり前前のもともな会社にしよう！

「長時間労働・ゼロ昇給・賃金減額」我慢も限界！

本気でたたかう！7春闘始まる

知っていますか、春闘とは？

会社が4月昇給を9月調整に変更しましたが、これは春闘そのものを否定しています。そもそも春闘は、金属や化学など8つの産業別労働組合が話し合い1955年にはじまりました。その後、60年〜70年にかけて、全国的なたたかいへと大きく発展していきます。労働組合が春闘で目指したのは次の2つです。

- ・それまでバラバラだった賃金交渉を全国の労働組合が春の時期に一緒にたたかうという統一要求を組む。
- ・「賃金の生計費原則」を前面にかかげ、企業業績や規模にかかわらず、すべて仲間の賃上げを目指す。

その結果、春になると「賃金がある」というルールがつくりあげられました。労働組合は、春闘を通じて、すべての仲間に人間らしく生活する権利（憲法25条生存権保障）があり、経営者には労働者のくらしをまもる責任があることを明らかにしたのです。また、賃金労働条件は労働組合と協議をつうじて決定されるべき（憲法28条労働基本権）という原則を守るべきです。

●労働法制改悪を阻止し、くらしのちをまもる働くルールを確立する春闘

政府が導入を進めようとしている「解雇自由化制度」は、不当な解雇であつても、わずかな金銭さえ払えば、自由に労働者を解雇できる制度です。

経営者が勝手に不要と判断した労働者を職場から追い出したり、目先の利益をあげるために、労働者を簡単にクビにできる「制度」づくりです。いま必要なのは、国内消費を増やすために安定的な雇用をつくりだすこと、そのためには一方的な解

雇を規制、労働者のくらしと雇用をまもるルールを確立することが大切です。さらに「残業代ゼロ法案」の成立を狙っています。「残業代ゼロ法」は労働時間を労働者の自己管理にさせ、死ぬも生きるも自己責任にする最悪

の法律であり、電通のような過労自殺を促進するもので、導入をさせてはいけません。

●成果主義の職場でも賃上げが当たり前

成果主義であつても「ゼロ昇給」や「賃金減額」する会社の身勝手な方針を許してはいけません。このような会社の横暴を許さず「すべての仲間の賃上げ」の立場から、生活向上のため全員一律の賃上げ要求が当然です。

●「すべての仲間の大幅賃上げ」で実質賃金向上と格差是正を勝ち取る春闘

17春闘では、賃金闘争を社会的にたたかい「すべての仲間の大幅賃上げ」の世論を日本全国に大きく広げることが必要です。また経営者には、労働者のくらしと雇用をまもる責任があります。組合

組合なんでも相談窓口

事業所名	職場名	氏名	電話番号
本 社	TSDL ISEL・System技術	大岡 義久	1712-5175
本 社	GTS. ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
幕 張	価格計画. S&D価格計画	石原 隆行	205-6483
名古屋	GBS. インダストリアル・アプリケーション開発	板倉 浩	205-2205
大 阪	GFS. 西日本グリーンファシリティSVC	山本 茂秋	205-6320
大 阪	西日本地区技術・技術推進	河本 公彦	205-5204
組合事務所連絡先	TEL:03-3583-9037(月～金 13時～16時) FAX:03-5562-0853		
	メール:kumiai@jmitu-ibm.org 組合ホームページ:http://www.jmiu-ibm.org/		

注)上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

法律相談	労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます(お手数ですが電話予約をお願いします)
東京法律事務所	弁護士 水口 洋介、今泉 義竜、本田 伊孝 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL: 03-3355-0611代 Web: http://tokyolaw.gr.jp/
旬報法律事務所	弁護士 大熊 政一、山内 一浩、並木 陽介、細永 貴子 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル6階(受付7F) TEL: 03-3380-5311代 Web: http://jnpo.org/
岡田尚法律事務所	弁護士 岡田 尚 神奈川県横浜市中区太田町1-10 NGS太田町ビル5階 TEL: 045-222-7577

は「生計費原則」に基づき、生活実態を土台にした要求を作り上げていきます。毎年の安定的なベースアップを獲得することが大切であり、大幅賃上げで実質賃金の向上と格差是正を勝ちとらなければなりません。日本IBMを賃上げが当たり前前の会社にしましよう。

●春闘アンケートに協力を職場の要求作りにはみなさんのご協力が必要です。ぜひとも皆さんの日々の不満や切実な声を組合に届けてください。「春闘アンケート」にひとりでも多くの方にご協力をお願いします。

春闘要求日 2月22日
春闘回答日 3月8日